

# 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱

制 定 令和7年2月25日 市地防第808号（局長決裁）

## （目的）

- 第1条 いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められている。この要綱は、地域住民が安心して暮らせるよう、横浜市内の町内会等の実施する地域防犯対策に対し、緊急的に「横浜市地域の防犯力向上緊急補助金」（以下「本補助金」という。）の交付を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ることを目的として制定するもので、これらの取組を通じ、地域コミュニティの活性化に繋げていくことを目指す。
- 2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は補助金規則の例によるものとし、「町内会等」とは、地域活動推進費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10171号）第2条の対象団体である自治会町内会及び地区連合町内会をいう。

## （補助事業者）

- 第3条 本補助金を申請できるのは町内会等とし、申請する町内会等を以下「補助事業者」と称する。

## （補助対象事業）

- 第4条 補助対象事業は、補助事業者が第1条第1項の目的を達成するために行う事業であって、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。
- (1) 補助事業者が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
  - (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
  - (3) 市長の定める期間内の日付で発行された、補助事業者が費用を負担したことを証する領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
  - (4) 第7条第1項の横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書を市長が定める日までに提出可能なもの
  - (5) 補助対象事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、補助事業者の責任において適切に行えるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるもののいずれかを含む事業は、補助対象事業としない。
- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの方防犯対策に留まるもの
  - (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
  - (3) 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払

い等をすることを目的として実施するもの

(4) 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は前条第1項に定める事業に要する経費とするが、次の各号に掲げるものは除くものとする。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

(補助率及び補助限度額等)

第6条 補助率は補助対象経費の10分の9、補助限度額は20万円とし、実際の補助金額は、当該年度の予算の範囲内において市長が決定するものとする。

- 2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 一の補助事業者は、1年度当たり1回に限り、本補助金を申請することができる。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、領収書の写し（日付、団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの。）を添付しなければならない。
- 3 補助事業者が、一の補助対象事業を、他の補助事業者と共同名義で実施する場合には、当該事業に要する総額、共同事業者名、それぞれの負担額を、交付申請書に添付しなければならない。
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が記載を省略させることができる事項は同条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は同条第2項第1号から第4号までに規定する書類とする。
- 5 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同条第1項第3号から第5号まで、同条第2項第1号及び第2号に規定する書類とする。

(交付決定兼交付額確定)

第8条 市長は、前条の申請を審査し、補助対象事業が補助金の交付要件に適合すると認めるときは、交付額を決定し、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付決定兼交付額確定通知書（第2号様式）（以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。）により通知するものとする。なお、予算の範囲を超えた段階で受理した場合は、抽選により審査等を行う申請を決め、交付額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり必要があるときは、追加で書類の提出を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の通知に、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第9条 前条第1項の通知を受けた者は、その日から市長が定める日までの間に、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金請求書（第4号様式）（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者は、交付決定兼交付額確定通知書の受領後に、申請を取り下げようとするときは、理由を付し、受領の日から起算して30日以内に、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請取下届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、請求書の提出後は、取り下げることができない。

（再申請の禁止）

第11条 前条の取下げをした補助事業者は、原則として、同一年度内に再度本補助金の申請を行うことはできない。

（財産の処分の制限）

第12条 補助金規則第25条ただし書の規定による「市長が定める期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間と10年の、いずれか短い期間とする。

（交付決定兼交付額確定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定兼交付額確定の全部若しくは一部を取り消すことができ、取り消した場合で、既に交付した補助金が存する場合は、その全部若しくは一部の返還を補助事業者に命じるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
  - (3) 補助金を受け、購入した物品又は導入した設備を本市又は第三者に譲渡、交換、担保に供し、又は供しようとしたとき。
  - (4) この要綱の規定若しくはこの要綱に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）。
  - (5) 補助事業者から補助対象事業を取りやめたい旨の申し入れがあり、その理由をやむを得ないものと市長が認めるとき。
  - (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定兼交付額確定を取り消す場合は、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付決定兼交付額確定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。
  - 3 第1項の規定による補助金の返還命令は、納付期限を定め、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金返還請求書（第7号様式）により行うものとし、返還額等は、当該取消事由が発生した日を起算日として算出するものとする。
  - 4 償却資産に係る前項の返還額は、前条で定める処分制限期間に応じて、既に交付した補助金額から

減価償却資産の耐用年数等に関する省令による定率法の償却率を用いて算出した金額を差し引いて算出するものとする。

(市が収集する情報の取扱)

第 14 条 市長は、第 1 条第 1 項の目的を達成するために行う統計分析、普及啓発等において、補助事業者の情報を利用することができる。

(関係書類の保存期間)

第 15 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

2 第 12 条の期間が前項の期間を超える場合は、補助金規則第 26 条の規定により市長が定める期間は第 12 条の期間とする。

(書類の閲覧)

第 16 条 横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項に基づき、交付決定兼交付額確定通知書の通知のあった次の各号に定める書類又はその写しを閲覧しようとするものは、補助対象者又は市長にその旨を申し出て、日時等を調整した上で閲覧するものとする。

- (1) 交付申請書（代表者の住所、連絡者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレスを除く。）及び領収書の写し
- (2) 交付決定兼交付額確定通知書

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



団体名

代表者 様

横 浜 市 長

## 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付決定兼交付額確定通知書

貴会から提出のありました横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金について、次の条件を付けて、補助金の交付決定及び交付額の確定をいたしましたので、通知します。

### 1 交付決定兼交付確定額

\_\_\_\_\_ 円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

### 2 交付時期

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金請求書を受理した後、速やかに交付します。

### 3 補助金交付の条件

- (1) 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守すること。
- (2) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供すること。

団体名

代表者

様

横 浜 市 長

## 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金不交付決定通知書

貴会から提出のありました横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

不交付の理由



年 月 日

横浜市 長

ふ り が な  
自治会町内会名 : \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 区)

※市役所記入欄  
・町内会整理番号

・  
・  
・

ふ り が な  
代表者氏名 : \_\_\_\_\_

郵便番号 : \_\_\_\_\_

連絡者住所 : \_\_\_\_\_

ふ り が な  
連絡者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡者電話番号 : \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

連絡者メールアドレス : \_\_\_\_\_

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請  
取下届出書

年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号で補助金の交付決定兼交付額確定通知のありました横浜市地域の防犯力向上緊急補助金については、交付申請を取り下げます。

1 交付決定兼交付確定額

\_\_\_\_\_ 円

2 交付申請兼実績報告年月日

年 月 日

3 取下げの理由

団体名

代表者

様

横 浜 市 長

## 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付決定兼交付額確定 取消通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定の通知を  
しました横浜市地域の防犯力向上緊急補助金について、横浜市地域の防犯力向上緊急  
補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、補助金交付決定兼額確定を取り消し  
ましたので、次のとおり通知します。

1 補助金交付兼額確定取消額

\_\_\_\_\_ 円

2 取消の理由

団体名

代表者

様

横 浜 市 長

## 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金返還請求書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定の通知を  
しました横浜市地域の防犯力向上緊急補助金について、補助金交付兼額確定を取  
り消しましたので、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱第 13 条第 3 項  
の規定により、返還を請求します。

1 補助金返還請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。